

総行公第19号  
平成31年3月28日

各都道府県総務部長  
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）

）殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
（公 印 省 略）

「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」の結果について（通知）

平成30年3月27日付総行公第42号により照会した「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」の結果について、別添のとおり各地方公共団体の移行に向けた検討状況を取りまとめたので通知します。

本調査は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）」附則第2条第2項等に基づき、各地方公共団体の準備状況等を把握し、必要な助言を行うため実施したものであり、各地方公共団体における検討状況及び「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（以下「事務処理マニュアル」という。）」を踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめたので、各地方公共団体におかれては、来年4月1日の改正法の施行に向け、遺漏のないよう必要な対応をお願いします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び改正法附則第2条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

## 記

### 1 会計年度任用職員制度の導入スケジュール

関係条例が未制定の団体においては、改正法施行まで1年余となったことを踏まえ、会計年度任用職員の募集開始時期や制度の周知期間などを勘案し、速やかに関係条例を提案すべく、必要な準備を遺漏なく進めること。

### 2 会計年度任用職員制度等への移行

#### （1）会計年度任用職員制度への移行について【別添1-2（1）、（2）関係】

調査結果では、改正法施行後にパートタイム勤務、フルタイム勤務のいずれも減少する見込みとなっている。これは、主に短い任期の統合や職の整理によるものと考えられるが、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることや、移行について合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わないものであ

ること。

また、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資することから、職務の内容等に応じて積極的な活用を検討すること。

(2) 特別職非常勤職員について【別添1-2(1)～(3)関係】

調査結果では、現行の特別職非常勤職員は、基本的に会計年度任用職員へ移行する見込みとなっている。

改正後も特別職として存置することとしている職については、特別職の任用の厳格化という改正法の趣旨を踏まえ、特別職の要件を満たすものであるか精査を行うこと。

(3) 独自の一般職非常勤職員の任用について

会計年度任用職員以外の独自の一般職非常勤職員を任用することは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであり、不適当であること。

なお、独自の一般職非常勤職員を任用した場合、期末手当の支給対象とならないため、こうした観点からもその任用は避けるべきであること。

### 3 給与

(1) 会計年度任用職員の給与

①会計年度任用職員の給与決定の基礎及び職務経験等の考慮【別添2-2(1)①、②関係】

会計年度任用職員の給与水準については、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきであることから、「常勤職員の給料表を基礎としない」、「職務経験等を考慮しない」、「その他(主に検討中)」の回答を行った団体については、適切な措置を講ずること。

また、「一部の職員について初号給を基礎とする」、「一部の職員について職務経験等を考慮する」の回答を行った団体についても、実質的に「一部」以外の職員に対して事務処理マニュアルの趣旨に沿わない給与決定を行うことがないように十分に留意すること。

②期末手当の支給【別添2-2(1)③関係】

改正法において、非常勤職員である会計年度任用職員に対して期末手当を支給できることとしたが、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨や、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえれば、任期が相当長期(6ヶ月以上を目安)にわたる者に対し、適切に支給すべきものであること。したがって、「期末手当を支給する」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

なお、事務処理マニュアルでお示ししたとおり、他の会計年度任用職員との権衡に十分留意した上で、例えば週当たり15時間30分未満の勤務時間の会計年度任用職員に対しては期末手当を支給しないこととする制度も想定されるものであること。

③通勤手当又は費用弁償の支給【別添2-2(1)④関係】

会計年度任用職員に対する通勤手当及び費用弁償については、その費用弁償的性格を踏まえ、適切に支給すべきであることから、「常勤職員と同様の基準で支給する」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

(2) 改正後の臨時的任用職員の給与【別添2-2(2)①、②関係】

改正法による改正後の地方公務員法第22条の3第1項又は第4項に基づく臨時的任用職員は、「常時勤務を要する職」として位置づけられ、その給料は常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定する必要があることから、常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に下位の級に格付けを行うことや、各級の最高号給未満の水準を上限として設定するなどといった取扱いは不適切であること。したがって、「全ての職員について常勤職員と同様の給料表を適用する」、「全ての職員について常勤職員と同様の初任給決定や昇給を行う」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

また、各種手当についても常勤職員と同様に支給する必要があるため、適切な措置を講ずること。

4 募集・任用等

(1) 募集時の勤務条件の明示【別添3-1関係】

会計年度任用職員の募集に当たっては、職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の趣旨について十分留意し、「見直す予定」以外の回答を行った団体については、適切な措置を講ずること。

(2) 任用時の勤務条件の明示【別添3-2関係】

会計年度任用職員の任用に当たっては、労働基準法第15条に基づき勤務条件を明示する必要があり、また、任期や勤務時間等一定の事項については、書面の交付により行わなければならないため、「見直す予定」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

(3) 募集・任用時の任用根拠の明示【別添3-3関係】

会計年度任用職員の募集や任用に当たっては、当該職員の服務に関する適用関係、勤務条件の内容等を明らかにするため、会計年度任用職員としての任用であることを明示するため、「見直す予定」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

(4) 募集・任用時の年齢制限【別添3-4関係】

会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、地方公務員法第13条の平等取扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える必要があるため、「見直す予定」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

5 再度任用時の空白期間の設定等

(1) 再度任用時の空白期間の設定【別添4-1関係】

会計年度任用職員については、改正法において、任命権者が任期を定める際に「職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるもの」とする配慮義務規定を設けたところであり、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするためなど不適切な「空白期間」の是正を図ることはもとより、「職務の遂行に必要かつ十分な任期」を適切に定めていることについて、職員や住民に対して説明責任を果たす必要がある。したがって、「見直す予定」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

(2) 再度任用時の応募制限【別添4－2関係】

会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行う必要があるため、「見直す予定」以外の回答を行った団体については、適切な措置を講ずること。

6 休暇等

(1) 会計年度任用職員制度における休暇等【別添5－1関係】

会計年度任用職員の休暇等については、国の非常勤職員との権衡の観点を踏まえ、国の非常勤職員について定められている休暇等を確実に整備する必要があること、会計年度任用職員には労働基準法や地方公務員の育児休業等に関する法律等の適用があり、これらに基づく制度を設ける必要があることから、「整備予定」以外の回答を行った団体については、適切な措置を講ずること。

また、「整備予定」と回答した団体であっても、当該休暇等を有給とするか否かについては、国の非常勤職員との権衡に留意し、適切に対応する必要があること。

(2) 再度任用時における年次有給休暇の繰り越し【別添5－2関係】

労働基準法により年次有給休暇の消滅時効は2年とされているところであり、労働基準法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時において前年度に付与された年次有給休暇を繰り越すことが必要であることから、「見直す予定」以外の回答を行った団体については、適切な措置を講ずること。

## 「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」の結果

平成 29 年 5 月 17 日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 2 項の規定等に基づき、本調査を実施し、調査時点※における各地方公共団体の移行に向けた検討状況を以下のとおりとまとめました。

なお、各表における網掛け部分は、適切な措置を講ずべき項目であるため、当該回答を行った団体は特にご留意ください。

※平成 30 年 4 月 1 日時点を基本とし、それ以降状況に変化があれば最新の状況を反映。

### 1. 会計年度任用職員制度等への移行に向けた検討状況

#### 1-1. 臨時・非常勤職員の任用状況

（単位：団体数）

区分	平成29年度中に 臨時・非常勤職員の 任用がある		改正法施行後に 臨時・非常勤職員の 任用予定がある	
	件数	割合	件数	割合
都道府県(47)	47	100%	47	100%
指定都市(20)	20	100%	20	100%
市区(794)	794	100%	794	100%
町村(927)	926	99.9%	926	99.9%
合計(1,788)	1,787	99.9%	1,787	99.9%

#### 1-2. 会計年度任用職員等への移行に向けた検討状況

「平成 29 年度中における臨時・非常勤の職の任用状況」とは、任期や勤務時間の長短にかかわらず、次の①～③に該当する平成 29 年度中における定数外の臨時・非常勤の職（選挙の実施に伴って任用したものを除く。）の任用件数※である。

- ① 特別職非常勤職員（改正前の地方公務員法（以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者として任用されている者）
- ② 一般職非常勤職員（一般的に法第 17 条に基づく任用とされている一般職として期限付任用されている者）
- ③ 臨時的任用職員（法第 22 条第 2 項又は第 5 項に基づき臨時的任用されている者）

「改正法施行後の移行に向けた検討状況」とは、平成 29 年度中における臨時・非常勤の職の任用状況をベースとして改正法を踏まえた見直し後の任用件数の見込みである。

#### ※ 任用件数の考え方

当該年度中において、同一人が年度内に複数回任用された場合はその回数

（凡例）

	平成29年4月1日	平成29年10月1日	平成30年3月31日
年間4回=4件	任用	任用	任用
年間2回=2件	任用		任用
年間2回=2件	任用	任用	
任用件数: 8件			

(1) 団体区別の任用状況及び移行に向けた検討状況

○平成29年度中における臨時・非常勤の職の任用状況（任用件数）

(単位:件)

区分	計	特別職 非常勤職員		一般職 非常勤職員		臨時的 任用職員	
		構成比	構成比	構成比	構成比		
平成29年度中 計	1,771,039	745,487	42.1%	291,534	16.5%	734,018	41.4%
都道府県	451,510	259,353	57.4%	64,611	14.3%	127,546	28.2%
指定都市	223,031	121,724	54.6%	10,564	4.7%	90,743	40.7%
市区	927,008	312,798	33.7%	173,839	18.8%	440,371	47.5%
町村	169,490	51,612	30.5%	42,520	25.1%	75,358	44.5%

○改正法施行後の移行に向けた検討状況（任用件数）

(単位:件)

区分	計	改正後の 特別職 非常勤職員		会計年度 任用職員		改正後の 臨時的 任用職員		左記以外 ※	構成比
		構成比	構成比	構成比	構成比				
改正法施行後 計	1,638,545	188,369	11.5%	1,320,906	80.6%	109,266	6.7%	20,004	1.2%
都道府県	440,843	54,017	12.3%	298,238	67.7%	84,631	19.2%	3,957	0.9%
指定都市	190,493	23,139	12.1%	143,995	75.6%	19,126	10.0%	4,233	2.2%
市区	850,807	94,107	11.1%	743,303	87.4%	5,046	0.6%	8,351	1.0%
町村	156,402	17,106	10.9%	135,370	86.6%	463	0.3%	3,463	2.2%

※ 特別職非常勤職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員以外の任用根拠(任期の定めのない常勤職員や任期付職員等)により任用される者

(2) 勤務時間別の任用状況及び移行に向けた検討状況

○平成29年度中における臨時・非常勤の職の任用状況（任用件数）

(単位:件)

区分	合計	特別職 非常勤職員		一般職 非常勤職員		臨時的 任用職員	
		構成比	構成比	構成比	構成比		
フルタイム <sup>※1</sup>	343,509	25,309	7.4%	40,313	11.7%	277,887	80.9%
パートタイム <sup>※2</sup>	1,427,530	720,178	50.4%	251,221	17.6%	456,131	32.0%

※1 1週間あたりの勤務時間が常勤職員と同一

※2 1週間あたりの勤務時間が常勤職員に比して短い

○改正法施行後の移行に向けた検討状況（任用件数）

(単位:件)

区分	合計	改正後の 特別職 非常勤職員		会計年度 任用職員		改正後の 臨時的 任用職員		左記以外 ※	構成比
		構成比	構成比	構成比	構成比				
任期6月以上	1,272,013	153,072	12.0%	1,010,553	79.4%	89,988	7.1%	18,400	1.4%
フルタイム	227,788	0	0.0%	130,425	57.3%	89,988	39.5%	7,375	3.2%
パートタイム	1,044,225	153,072	14.7%	880,128	84.3%	0	0.0%	11,025	1.1%
任期6月未満	366,532	35,297	9.6%	310,353	84.7%	19,278	5.3%	1,604	0.4%
フルタイム	57,140	0	0.0%	37,674	65.9%	19,278	33.7%	188	0.3%
パートタイム	309,392	35,297	11.4%	272,679	88.1%	0	0.0%	1,416	0.5%
合計	1,638,545	188,369	11.5%	1,320,906	80.6%	109,266	6.7%	20,004	1.2%
フルタイム	284,928	0	0.0%	168,099	59.0%	109,266	38.3%	7,563	2.7%
パートタイム	1,353,617	188,369	13.9%	1,152,807	85.2%	0	0.0%	12,441	0.9%

※ 特別職非常勤職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員以外の任用根拠(任期の定めのない常勤職員や任期付職員等)により任用される者

(3) 代表的な職種別の任用状況及び移行に向けた検討状況

○平成29年度中における臨時・非常勤の職の任用状況（任用件数）

(単位:件)

職 種	計	特別職 非常勤職員		一般職 非常勤職員		臨時的 任用職員	
		構成比	構成比	構成比	構成比		
事務補助職員	251,327	35,797	14.2%	51,322	20.4%	164,208	65.3%
教員	246,411	117,833	47.8%	20,375	8.3%	108,203	43.9%
義務教育	150,905	65,055	43.1%	12,557	8.3%	73,293	48.6%
義務教育以外	95,506	52,778	55.3%	7,818	8.2%	34,910	36.6%
保育所保育士	125,788	23,191	18.4%	28,478	22.6%	74,119	58.9%
医師	117,480	104,446	88.9%	4,659	4.0%	8,375	7.1%
給食調理員	73,432	13,383	18.2%	19,549	26.6%	40,500	55.2%
看護師	38,567	9,144	23.7%	8,425	21.8%	20,998	54.4%
図書館職員	34,136	9,844	28.8%	7,927	23.2%	16,365	47.9%
清掃作業員	15,183	1,980	13.0%	3,732	24.6%	9,471	62.4%
消費生活相談員	2,948	1,999	67.8%	717	24.3%	232	7.9%

○改正法施行後の移行に向けた検討状況（任用件数）

(単位:件)

職 種	計	改正後の 特別職 非常勤職員		会計年度 任用職員		改正後の 臨時的 任用職員		左記以外 ※	
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
事務補助職員	224,509	0	0.0%	222,086	98.9%	1,998	0.9%	425	0.2%
教員	241,964	0	0.0%	149,605	61.8%	87,683	36.2%	4,676	1.9%
義務教育	149,122	0	0.0%	80,866	54.2%	64,773	43.4%	3,483	2.3%
義務教育以外	92,842	0	0.0%	68,739	74.0%	22,910	24.7%	1,193	1.3%
保育所保育士	108,142	0	0.0%	105,782	97.8%	1,341	1.2%	1,019	0.9%
医師	116,137	88,609	76.3%	26,608	22.9%	155	0.1%	765	0.7%
給食調理員	66,738	0	0.0%	65,955	98.8%	572	0.9%	211	0.3%
看護師	35,503	0	0.0%	34,916	98.3%	415	1.2%	172	0.5%
図書館職員	29,131	0	0.0%	28,663	98.4%	348	1.2%	120	0.4%
清掃作業員	14,143	0	0.0%	13,875	98.1%	131	0.9%	137	1.0%
消費生活相談員	2,745	0	0.0%	2,727	99.3%	0	0.0%	18	0.7%

※ 特別職非常勤職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員以外の任用根拠(任期の定めのない常勤職員や任期付職員等)により任用される者

(4) 代表的な職種別・勤務時間別の任用状況及び移行に向けた検討状況

○平成29年度中における臨時・非常勤の職の任用状況（任用件数）

(単位:件)

職 種	計	フルタイム		パートタイム	
			構成比		構成比
事務補助職員	251,327	78,300	31.2%	173,027	68.8%
教員	246,411	103,662	42.1%	142,749	57.9%
義務教育	150,905	73,645	48.8%	77,260	51.2%
義務教育以外	95,506	30,017	31.4%	65,489	68.6%
保育所保育士	125,788	32,906	26.2%	92,882	73.8%
医師	117,480	3,851	3.3%	113,629	96.7%
給食調理員	73,432	13,327	18.1%	60,105	81.9%
看護師	38,567	6,306	16.4%	32,261	83.6%
図書館職員	34,136	5,166	15.1%	28,970	84.9%
清掃作業員	15,183	4,213	27.7%	10,970	72.3%
消費生活相談員	2,948	235	8.0%	2,713	92.0%

○改正法施行後の移行に向けた検討状況（任用件数）

(単位:件)

職 種	計	フルタイム		パートタイム	
			構成比		構成比
事務補助職員	224,509	47,403	21.1%	177,106	78.9%
教員	241,964	100,889	41.7%	141,075	58.3%
義務教育	149,122	72,307	48.5%	76,815	51.5%
義務教育以外	92,842	28,582	30.8%	64,260	69.2%
保育所保育士	108,142	27,072	25.0%	81,070	75.0%
医師	116,137	3,657	3.1%	112,480	96.9%
給食調理員	66,738	10,516	15.8%	56,222	84.2%
看護師	35,503	5,295	14.9%	30,208	85.1%
図書館職員	29,131	3,904	13.4%	25,227	86.6%
清掃作業員	14,143	3,122	22.1%	11,021	77.9%
消費生活相談員	2,745	158	5.8%	2,587	94.2%



## 2. 給与

### 2-1. 臨時・非常勤職員の給料又は報酬の状況（平成29年度における職種ごとの平均月額）

（単位：人、円）

職 種	人 数 (平成29年度における任期が11ヶ月以上のフルタイムの臨時・非常勤職員数)	給料又は報酬 (任期の最初の月についての一人あたり平均月額)
事務補助職員	22,622	144,705
教員(義務教育)	44,564	257,839
教員(義務教育以外)	19,510	245,030
保育所保育士	18,832	174,287
給食調理員	7,522	151,294
看護師	2,713	217,965
図書館職員	3,380	154,168
清掃作業員	2,103	167,227
消費生活相談員	165	171,797

### 2-2. 給与の検討状況

#### (1) 会計年度任用職員の給与

##### ① 給与決定に際しての基礎

（単位：団体数）

区分	回答 団体数	常勤職員の職務の級の初号給の給料月額を基礎とする		全ての職員について初号給を基礎とする		一部の職員について初号給を基礎とする		常勤職員の給料表を基礎としない		その他 (主に検討中)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
都道府県 (47)	47	24	51.1%	12	25.5%	12	25.5%	2	4.3%	21	44.7%
指定都市 (20)	20	13	65.0%	9	45.0%	4	20.0%	0	0.0%	7	35.0%
市区 (794)	794	539	67.9%	334	42.1%	205	25.8%	31	3.9%	224	28.2%
町村 (927)	926	642	69.3%	429	46.3%	213	23.0%	43	4.6%	241	26.0%
合計	1,787	1,218	68.2%	784	43.9%	434	24.3%	76	4.3%	493	27.6%

##### ② 給与決定における職務経験等の考慮

（単位：団体数）

区分	回答 団体数	職務経験等を考慮する		全ての職員について考慮する		一部の職員について考慮する		職務経験等を考慮しない		その他 (主に検討中)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
都道府県 (47)	47	30	63.8%	14	29.8%	16	34.0%	2	4.3%	15	31.9%
指定都市 (20)	20	14	70.0%	9	45.0%	5	25.0%	0	0.0%	6	30.0%
市区 (794)	794	536	67.5%	251	31.6%	285	35.9%	29	3.7%	229	28.8%
町村 (927)	926	664	71.7%	327	35.3%	337	36.4%	26	2.8%	236	25.5%
合計	1,787	1,244	69.6%	601	33.6%	643	36.0%	57	3.2%	486	27.2%

### ③期末手当の支給

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	期末手当を 支給する		全ての職員について 期末手当を支給する		一部の職員について 期末手当を支給する		期末手当を 支給しない		その他 (主に検討中)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県 (47)	47	32	68.1%	14	29.8%	18	38.3%	0	0.0%	15	31.9%
指定都市 (20)	20	13	65.0%	8	40.0%	5	25.0%	0	0.0%	7	35.0%
市区 (794)	794	597	75.2%	351	44.2%	246	31.0%	0	0.0%	197	24.8%
町村 (927)	926	679	73.3%	383	41.4%	296	32.0%	0	0.0%	247	26.7%
合計	1,787	1,321	73.9%	756	42.3%	565	31.6%	0	0.0%	466	26.1%

### ④通勤手当又は費用弁償の支給

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	通勤手当又は 費用弁償を支給する		常勤職員と同様の 基準で支給する		常勤職員と異なる 基準で支給する		通勤手当又は 費用弁償を支給しない		その他 (主に検討中)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県 (47)	47	33	70.2%	27	57.4%	6	12.8%	0	0.0%	14	29.8%
指定都市 (20)	20	14	70.0%	9	45.0%	5	25.0%	0	0.0%	6	30.0%
市区 (794)	794	627	79.0%	435	54.8%	192	24.2%	0	0.0%	167	21.0%
町村 (927)	926	760	82.1%	610	65.9%	150	16.2%	6	0.6%	160	17.3%
合計	1,787	1,434	80.2%	1,081	60.5%	353	19.8%	6	0.3%	347	19.4%

## (2) 改正後の臨時的任用職員の給与

### ①給料表の適用

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	常勤職員と同様の 給料表を適用する		全ての職員について 同様の給料表を 適用する		一部の職員について 同様の給料表を 適用する		常勤職員とは 別の給料表等を 適用する		その他 (主に検討中)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県 (47)	47	38	80.9%	38	80.9%	0	0.0%	0	0.0%	9	19.1%
指定都市 (20)	20	15	75.0%	15	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	25.0%
市区 (794)	794	458	57.7%	393	49.5%	65	8.2%	90	11.3%	246	31.0%
町村 (927)	926	519	56.0%	421	45.5%	98	10.6%	157	17.0%	250	27.0%
合計	1,787	1,030	57.6%	867	48.5%	163	9.1%	247	13.8%	510	28.5%

## ②初任給の決定方法及び昇給方法

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	常勤職員と同様の 初任給決定や 昇給を行う		全ての職員について 同様の初任給決定や 昇給を行う		一部の職員について 同様の初任給決定や 昇給を行う		常勤職員とは異なる 初任給決定や 昇給決定を行う		その他 (主に検討中)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県 (47)	47	22	46.8%	19	40.4%	3	6.4%	8	17.0%	17	36.2%
指定都市 (20)	20	11	55.0%	11	55.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	45.0%
市区 (794)	794	386	48.6%	302	38.0%	84	10.6%	140	17.6%	268	33.8%
町村 (927)	926	469	50.6%	340	36.7%	129	13.9%	202	21.8%	255	27.5%
合計	1,787	888	49.7%	672	37.6%	216	12.1%	350	19.6%	549	30.7%

### 3. 募集・任用等

#### 3-1. 募集時の勤務条件の明示

臨時・非常勤職員に対する書面又は電子メールで示すべき事項の明示の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	全てで実施		未実施※ (一部未実施を 含む)		見直し予定				合計		検討中		見直し予定は ない		その他 (主に未検討)	
						H32.3.31までに 見直し予定		H32.4.1以降 見直し予定									
都道府県 (47)	47	25	53.2%	22	46.8%	1	2.1%	17	36.2%	18	38.3%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市 (20)	20	17	85.0%	3	15.0%	0	0.0%	3	15.0%	3	15.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区 (794)	794	560	70.5%	234	29.5%	12	1.5%	208	26.2%	220	27.7%	7	0.9%	0	0.0%	7	0.9%
町村 (927)	926	577	62.3%	349	37.7%	13	1.4%	321	34.7%	334	36.1%	9	1.0%	0	0.0%	6	0.6%
合計	1,787	1,179	66.0%	608	34.0%	26	1.5%	549	30.7%	575	32.2%	20	1.1%	0	0.0%	13	0.7%

※任用根拠や委任された任命権者で取扱いが異なる場合など(以下同じ)

#### 3-2. 任用時の勤務条件の明示

臨時・非常勤職員に対する書面で示すべき事項の明示の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	全てで実施		未実施 (一部未実施を 含む)		見直し予定				合計		検討中		見直し予定は ない		その他 (主に未検討)	
						H32.3.31までに 見直し予定		H32.4.1以降 見直し予定									
都道府県 (47)	47	31	66.0%	16	34.0%	1	2.1%	14	29.8%	15	31.9%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市 (20)	20	19	95.0%	1	5.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区 (794)	794	675	85.0%	119	15.0%	5	0.6%	108	13.6%	113	14.2%	1	0.1%	0	0.0%	5	0.6%
町村 (927)	926	697	75.3%	229	24.7%	7	0.8%	212	22.9%	219	23.7%	6	0.6%	0	0.0%	4	0.4%
合計	1,787	1,422	79.6%	365	20.4%	13	0.7%	335	18.7%	348	19.4%	8	0.4%	0	0.0%	9	0.5%

#### 3-3. 募集・任用時の任用根拠の明示

臨時・非常勤職員に対する募集・任用時の任用根拠の明示の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	全てで実施		未実施 (一部未実施を 含む)		見直し予定				合計		検討中		見直し予定は ない		その他 (主に未検討)	
						H32.3.31までに 見直し予定		H32.4.1以降 見直し予定									
都道府県 (47)	47	11	23.4%	36	76.6%	1	2.1%	31	66.0%	32	68.1%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市 (20)	20	13	65.0%	7	35.0%	1	5.0%	5	25.0%	6	30.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区 (794)	794	303	38.2%	491	61.8%	13	1.6%	459	57.8%	472	59.4%	12	1.5%	0	0.0%	7	0.9%
町村 (927)	926	266	28.7%	660	71.3%	11	1.2%	634	68.5%	645	69.7%	10	1.1%	0	0.0%	5	0.5%
合計	1,787	593	33.2%	1,194	66.8%	26	1.5%	1,129	63.2%	1,155	64.7%	27	1.5%	0	0.0%	12	0.7%

### 3-4. 募集・任用時の年齢制限

#### 臨時・非常勤職員の募集・任用時の年齢制限の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	制限なし		制限あり※ (一部制限ありを 含む)		年齢制限				合計		検討中		見直す予定は ない		その他 (主に未検討)	
						H32.3.31までに 見直す予定	H32.4.1以降 見直す予定	数	割合								
都道府県 (47)	47	28	59.6%	19	40.4%	1	2.1%	11	23.4%	12	25.5%	4	8.5%	1	2.1%	2	4.3%
指定都市 (20)	20	12	60.0%	8	40.0%	0	0.0%	5	25.0%	5	25.0%	2	10.0%	1	5.0%	0	0.0%
市区 (794)	794	523	65.9%	271	34.1%	5	0.6%	201	25.3%	206	25.9%	37	4.7%	14	1.8%	14	1.8%
町村 (927)	926	556	60.0%	370	40.0%	5	0.5%	285	30.8%	290	31.3%	43	4.6%	19	2.1%	18	1.9%
合計	1,787	1,119	62.6%	668	37.4%	11	0.6%	502	28.1%	513	28.7%	86	4.8%	35	2.0%	34	1.9%

※任用根拠や委任された任命権者で取扱いが異なる場合など

#### 4. 再度任用時の空白期間の設定等

##### 4-1. 再度任用時の空白期間の設定

###### 臨時・非常勤職員の再度任用時の空白期間の設定の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	設定なし		設定あり※ (一部設定あり を含む)		H32.3.31までに 見直す予定				合計		業務の遂行に 必要のない期 間であるた め、見直す予 定はない		継続した任 用と見られ る恐れがあ るため、見 直す予定は ない		退職手当や 社会保険料 等の財政的 な負担が生 じるため、 見直す予 定はない		その他 (主に検討中)	
						H32.3.31までに 見直す予定	H32.4.1以降 見直す予定												
都道府県 (47)	47	1	2.1%	46	97.9%	1	2.1%	35	74.5%	36	76.6%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	8	17.0%
指定都市 (20)	20	1	5.0%	19	95.0%	0	0.0%	17	85.0%	17	85.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	10.0%
市区 (794)	794	358	45.1%	436	54.9%	15	1.9%	367	46.2%	382	48.1%	22	2.8%	9	1.1%	0	0.0%	23	2.9%
町村 (927)	926	606	65.4%	320	34.6%	9	1.0%	282	30.5%	291	31.5%	16	1.7%	3	0.3%	0	0.0%	10	1.1%
合計	1,787	966	54.1%	821	45.9%	25	1.4%	701	39.2%	726	40.6%	40	2.2%	12	0.7%	0	0.0%	43	2.4%

※任用根拠や委任された任命権者で取扱いが異なる場合など(以下同じ)

##### 4-2. 再度任用時の応募制限

###### 臨時・非常勤職員の再度任用時の応募制限の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	設定なし		設定あり (一部設定あり を含む)		H32.3.31までに 見直す予定				合計		臨時・非常勤 職員としての 身分及び処遇 の固定化の 問題が生じる ため、見直す 予定はない		継続した任 用と見られ る恐れがあ るため、見 直す予定は ない		公務への参 画・就労の機 会を住民に 広く平等に 与えるため、 見直す予 定はない		その他 (主に検討中)	
						H32.3.31までに 見直す予定	H32.4.1以降 見直す予定												
都道府県 (47)	47	18	38.3%	29	61.7%	0	0.0%	23	48.9%	23	48.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	12.8%
指定都市 (20)	20	16	80.0%	4	20.0%	0	0.0%	4	20.0%	4	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区 (794)	794	626	78.8%	168	21.2%	3	0.4%	138	17.4%	141	17.8%	4	0.5%	1	0.1%	6	0.8%	16	2.0%
町村 (927)	926	830	89.6%	96	10.4%	1	0.1%	76	8.2%	77	8.3%	4	0.4%	1	0.1%	6	0.6%	8	0.9%
合計	1,787	1,490	83.4%	297	16.6%	4	0.2%	241	13.5%	245	13.7%	8	0.4%	2	0.1%	12	0.7%	30	1.7%

5. 休暇等

5-1. 会計年度任用職員制度における休暇等の検討状況

(1) 全体 (回答団体数 1787)

(単位: 団体数)

休暇等の種類		整備予定		検討中		整備予定なし		その他 (主に未検討)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
年次有給休暇		1,701	95.2%	45	2.5%	14	0.8%	27	1.5%
れ国 ての いる 「非 常勤 職員 に 有給 」の 整備 さ	公民権行使	1,501	84.0%	148	8.3%	89	5.0%	49	2.7%
	官公署出頭	1,443	80.7%	169	9.5%	120	6.7%	55	3.1%
	現住居の滅失等	1,206	67.5%	236	13.2%	280	15.7%	65	3.6%
	出勤困難	1,368	76.6%	190	10.6%	172	9.6%	57	3.2%
	退勤途上の危険回避	1,177	65.9%	214	12.0%	330	18.5%	66	3.7%
	忌引	1,558	87.2%	141	7.9%	43	2.4%	45	2.5%
れ国 ての いる 「非 常勤 職員 に 無給 」の 整備 さ	産前	1,547	86.6%	140	7.8%	53	3.0%	47	2.6%
	産後	1,545	86.5%	139	7.8%	55	3.1%	48	2.7%
	保育時間	1,435	80.3%	170	9.5%	126	7.1%	56	3.1%
	子の看護	1,442	80.7%	183	10.2%	106	5.9%	56	3.1%
	短期介護	1,355	75.8%	204	11.4%	168	9.4%	60	3.4%
	介護休暇	1,344	75.2%	217	12.1%	163	9.1%	63	3.5%
	介護時間	1,266	70.8%	233	13.0%	219	12.3%	69	3.9%
	生理日の就業困難	1,492	83.5%	151	8.4%	92	5.1%	52	2.9%
	妊娠疾病	1,122	62.8%	237	13.3%	354	19.8%	74	4.1%
	公務上の傷病	1,413	79.1%	185	10.4%	132	7.4%	57	3.2%
	私傷病	1,363	76.3%	192	10.7%	168	9.4%	64	3.6%
骨髄等ドナー	1,285	71.9%	225	12.6%	212	11.9%	65	3.6%	
念主 義な 職務 免除 専	妊産婦の健康診査及び保健指導	993	55.6%	264	14.8%	456	25.5%	74	4.1%
	妊産婦の休息・補食	832	46.6%	285	15.9%	596	33.4%	74	4.1%
	妊娠中の通勤緩和	880	49.2%	279	15.6%	553	30.9%	75	4.2%
育児休業		1,387	77.6%	184	10.3%	154	8.6%	62	3.5%

## (2) 都道府県 (回答団体数 47)

(単位: 団体数)

休暇等の種類		整備予定		検討中		整備予定なし		その他 (主に未検討)	
								0	0.0%
年次有給休暇		44	93.6%	3	6.4%	0	0.0%	0	0.0%
れ国 ての いる 「有 勤職 員に 給 」の 整 休 備 さ	公民権行使	42	89.4%	5	10.6%	0	0.0%	0	0.0%
	官公署出頭	41	87.2%	6	12.8%	0	0.0%	0	0.0%
	現住居の滅失等	33	70.2%	11	23.4%	3	6.4%	0	0.0%
	出勤困難	40	85.1%	6	12.8%	1	2.1%	0	0.0%
	退勤途上の危険回避	32	68.1%	9	19.1%	6	12.8%	0	0.0%
	忌引	41	87.2%	6	12.8%	0	0.0%	0	0.0%
れ国 ての いる 「無 勤職 員に 給 」の 整 休 備 さ	産前	43	91.5%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
	産後	43	91.5%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
	保育時間	43	91.5%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
	子の看護	41	87.2%	5	10.6%	0	0.0%	1	2.1%
	短期介護	42	89.4%	5	10.6%	0	0.0%	0	0.0%
	介護休暇	38	80.9%	9	19.1%	0	0.0%	0	0.0%
	介護時間	38	80.9%	9	19.1%	0	0.0%	0	0.0%
	生理日の就業困難	43	91.5%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
	妊娠疾病	34	72.3%	9	19.1%	3	6.4%	1	2.1%
	公務上の傷病	39	83.0%	5	10.6%	2	4.3%	1	2.1%
	私傷病	37	78.7%	8	17.0%	1	2.1%	1	2.1%
	骨髄等ドナー	36	76.6%	9	19.1%	1	2.1%	1	2.1%
念主 義な 務職 免務 除専	妊産婦の健康診査及び保健指導	28	59.6%	13	27.7%	4	8.5%	2	4.3%
	妊産婦の休息・補食	27	57.4%	16	34.0%	3	6.4%	1	2.1%
	妊娠中の通勤緩和	25	53.2%	14	29.8%	6	12.8%	2	4.3%
育児休業		40	85.1%	7	14.9%	0	0.0%	0	0.0%



## (3) 指定都市 (回答団体数 20)

(単位: 団体数)

休暇等の種類		整備予定		検討中		整備予定なし		その他 (主に未検討)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
年次有給休暇		16	80.0%	4	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
国 の 非 常 勤 職 員 に 有 給 の 整 備 さ	公民権行使	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	官公署出頭	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	現住居の滅失等	13	65.0%	7	35.0%	0	0.0%	0	0.0%
	出勤困難	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	退勤途上の危険回避	10	50.0%	6	30.0%	4	20.0%	0	0.0%
	忌引	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
国 の 非 常 勤 職 員 に 無 給 の 整 備 さ	産前	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	産後	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	保育時間	13	65.0%	7	35.0%	0	0.0%	0	0.0%
	子の看護	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	短期介護	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護休暇	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護時間	12	60.0%	7	35.0%	1	5.0%	0	0.0%
	生理日の就業困難	15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
	妊娠疾病	13	65.0%	6	30.0%	1	5.0%	0	0.0%
	公務上の傷病	12	60.0%	7	35.0%	1	5.0%	0	0.0%
	私傷病	13	65.0%	7	35.0%	0	0.0%	0	0.0%
	骨髄等ドナー	13	65.0%	6	30.0%	1	5.0%	0	0.0%
主 な 職 務 免 除 専	妊産婦の健康診査及び保健指導	11	55.0%	7	35.0%	0	0.0%	2	10.0%
	妊産婦の休息・補食	11	55.0%	9	45.0%	0	0.0%	0	0.0%
	妊娠中の通勤緩和	10	50.0%	8	40.0%	0	0.0%	2	10.0%
育児休業		15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%

## (4) 市区 (回答団体数 794)

(単位: 団体数)

休暇等の種類		整備予定		検討中		整備予定なし		その他 (主に未検討)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
年次有給休暇		764	96.2%	18	2.3%	3	0.4%	9	1.1%
れ国の てい る非 常勤 職 員 に 有給 の整 備さ	公民権行使	704	88.7%	54	6.8%	20	2.5%	16	2.0%
	官公署出頭	675	85.0%	64	8.1%	37	4.7%	18	2.3%
	現住居の滅失等	558	70.3%	105	13.2%	107	13.5%	24	3.0%
	出勤困難	640	80.6%	85	10.7%	52	6.5%	17	2.1%
	退勤途上の危険回避	529	66.6%	103	13.0%	139	17.5%	23	2.9%
	忌引	729	91.8%	49	6.2%	5	0.6%	11	1.4%
れ国の てい る非 常勤 職 員 に 無給 の整 備さ	産前	721	90.8%	50	6.3%	9	1.1%	14	1.8%
	産後	721	90.8%	50	6.3%	9	1.1%	14	1.8%
	保育時間	678	85.4%	66	8.3%	31	3.9%	19	2.4%
	子の看護	680	85.6%	73	9.2%	24	3.0%	17	2.1%
	短期介護	643	81.0%	90	11.3%	41	5.2%	20	2.5%
	介護休暇	628	79.1%	95	12.0%	50	6.3%	21	2.6%
	介護時間	589	74.2%	107	13.5%	73	9.2%	25	3.1%
	生理日の就業困難	703	88.5%	59	7.4%	17	2.1%	15	1.9%
	妊娠疾病	508	64.0%	114	14.4%	143	18.0%	29	3.7%
	公務上の傷病	656	82.6%	80	10.1%	40	5.0%	18	2.3%
	私傷病	645	81.2%	79	9.9%	48	6.0%	22	2.8%
	骨髄等ドナー	591	74.4%	108	13.6%	71	8.9%	24	3.0%
念主 義な 務職 免務 除専	妊産婦の健康診査及び保健指導	475	59.8%	117	14.7%	176	22.2%	26	3.3%
	妊産婦の休息・補食	357	45.0%	135	17.0%	273	34.4%	29	3.7%
	妊娠中の通勤緩和	401	50.5%	132	16.6%	234	29.5%	27	3.4%
育児休業		652	82.1%	72	9.1%	47	5.9%	23	2.9%

## (5) 町村 (回答団体数 926)

(単位: 団体数)

休暇等の種類		整備予定		検討中		整備予定なし		その他 (主に未検討)	
		数	率	数	率	数	率	数	率
年次有給休暇		877	94.7%	20	2.2%	11	1.2%	18	1.9%
国 の 非 常 勤 職 員 に 有 給 の 整 備 さ	公民権行使	740	79.9%	84	9.1%	69	7.5%	33	3.6%
	官公署出頭	712	76.9%	94	10.2%	83	9.0%	37	4.0%
	現住居の滅失等	602	65.0%	113	12.2%	170	18.4%	41	4.4%
	出勤困難	673	72.7%	94	10.2%	119	12.9%	40	4.3%
	退勤途上の危険回避	606	65.4%	96	10.4%	181	19.5%	43	4.6%
	忌引	773	83.5%	81	8.7%	38	4.1%	34	3.7%
国 の 非 常 勤 職 員 に 無 給 の 整 備 さ	産前	768	82.9%	81	8.7%	44	4.8%	33	3.6%
	産後	766	82.7%	80	8.6%	46	5.0%	34	3.7%
	保育時間	701	75.7%	93	10.0%	95	10.3%	37	4.0%
	子の看護	706	76.2%	100	10.8%	82	8.9%	38	4.1%
	短期介護	655	70.7%	104	11.2%	127	13.7%	40	4.3%
	介護休暇	663	71.6%	108	11.7%	113	12.2%	42	4.5%
	介護時間	627	67.7%	110	11.9%	145	15.7%	44	4.8%
	生理日の就業困難	731	78.9%	83	9.0%	75	8.1%	37	4.0%
	妊娠疾病	567	61.2%	108	11.7%	207	22.4%	44	4.8%
	公務上の傷病	706	76.2%	93	10.0%	89	9.6%	38	4.1%
	私傷病	668	72.1%	98	10.6%	119	12.9%	41	4.4%
	骨髄等ドナー	645	69.7%	102	11.0%	139	15.0%	40	4.3%
主 な 職 務 免 除 専	妊産婦の健康診査及び保健指導	479	51.7%	127	13.7%	276	29.8%	44	4.8%
	妊産婦の休息・補食	437	47.2%	125	13.5%	320	34.6%	44	4.8%
	妊娠中の通勤緩和	444	47.9%	125	13.5%	313	33.8%	44	4.8%
育児休業		680	73.4%	100	10.8%	107	11.6%	39	4.2%

## 5-2. 再度任用時における年次有給休暇の繰り越し

臨時・非常勤職員の再度任用時における年次有給休暇の繰り越しの状況と適正化へ向けた検討状況

(単位:団体数)

区分	年次有給休暇制 ※	繰り越しあり		繰り越しなし (一部繰り越しなしを含む)		H32.3.31までに 見直す予定		H32.4.1以降 見直す予定		合計		検討中		見直す予定なし		その他 (主に未検討)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県 (47)	47	30	63.8%	17	36.2%	0	0.0%	13	27.7%	13	27.7%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市 (20)	20	17	85.0%	3	15.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	5.0%	2	10.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区 (794)	794	557	70.2%	237	29.8%	3	0.4%	209	26.3%	212	26.7%	16	2.0%	0	0.0%	9	1.1%
町村 (926)	915	482	52.7%	433	47.3%	8	0.9%	377	41.2%	385	42.1%	30	3.3%	2	0.2%	16	1.7%
合計 (1787)	1,776	1,086	61.1%	690	38.9%	11	0.6%	600	33.8%	611	34.4%	52	2.9%	2	0.1%	25	1.4%

※ 「年次有給休暇制度がある団体」には、一部制度がある団体を含む。